あけぼの園

利用契約書・重要事項説明書

個人情報の利用に関する同意書

愛媛県指定事業所番号　3810300024

生活介護

利用契約書

介護給付費支給決定者等（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供されるサービス（以下「サービス」という）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という）をします。

第１条　目的

本契約は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に提供することを定めます。

第２条　契約期間

本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の受給者証に記載されたサービスの支給期間満了日までとします。但し、受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約期間は自動更新されるものとします。

第３条　個別支援計画及び契約支給量

１　事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

２　事業者は、個別支援計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

３　事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも６ヶ月に１回以上見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者またはその家族に説明をし、文書により同意を得ることとします。

第４条　サービス内容

事業者は、利用者に個別支援計画に基づいて、重要事項説明書に記載するサービスを提供します。なお、契約支給量等については、受給者証に記載のとおりです。

第５条　利用者負担額及び実費負担額

１　利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく給付費は、事業者が市町から代理して受領します。

２　前項の利用者負担額及び実費負担額は、月末で計算し、１か月分の負担額を利用者の登録口座より振替させていただきます。

第６条　利用の中止、変更、追加

１　利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

２　利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、サービス利用説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただきません。
３　事業者は、第１項に基づく利用者からのサービス利用変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議を行います。

第７条　事業者の基本的義務
１　事業者は、利用者に対し、心身の発達の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。
２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

第８条　事業者の具体的義務
１（安全配慮義務）　事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。
２（説明義務）　事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切にします。
３（守秘義務）　事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知りえた利用者や家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示する事はありません。
４（身体拘束の禁止）　事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
５（記録保存整備義務）　事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から５年間保存します。利用者は営業時間（月曜日～金曜日　８時３０分～１７時１５分）に自分の記録の閲覧および実費負担負担によりコピーすることができます。

第９条　事故と損害賠償
１　事業者は、サービスの提供時に事故又は、病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関及び利用者の家族へ連絡を行うとともに、県・市町に連絡して必要な措置を講じます。
２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第１０条　契約の終了事由
本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。
１　利用者が死亡した場合
２　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
３　事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合
４　事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
５　第１１条から１３条に基づき本契約が解約又は解除された場合
６　第２条の契約期間が満了した場合

第１１条　利用者からの中途解約

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の１ヶ月前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第１２条　利用者からの契約解除

利用者は、事業者が以下の事項に該当する場合には、ただちに本契約を解除することができます。

１　事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
２　事業者が第８条第１項から第４項に定める義務に違反した場合
３　事業者者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
４　他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第１３条　事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合は、１ヶ月以上の期間を定め理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

１　利用者に支払い能力があるにもかかわらず第５条に定めるサービス利用料金の支払いが２ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
２　利用者又はその家族が事業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
３　利用者がサービス利用にあたって、重要事項説明書の「サービス利用に関する留意事項」が守られなかった場合
４　利用者又はその身元引受人ないし家族、その他関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
５　利用者がサービス実施地域以外に転居した場合

第１４条　苦情解決

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでもサービス利用説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第１５条　協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１．設置者

名　称	宇和島市
所在地	愛媛県宇和島市曙町 1 番地
電話番号	0895-24-1111
代表者氏名	宇和島市長　　岡原　文彰
設立年月	昭和 56 年 4 月 1 日

２．事業所の概要

事業所の種類	生活介護事業 平成 24 年 4 月 1 日指定　　愛媛県 3810300024 号
事業の目的	日常生活動作、認知理解、コミュニケーション、運動機能に関わる療育を行うとともに、家庭生活の負担軽減を図ることを目的とします。
事業所の名称	あけぼの園
事業所の所在地	宇和島市文京町 3 番 1 号
電話番号	0895-24-1198
管理者	松井　祐子（兼任）
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供を行います。
開設年月	昭和 56 年 4 月 1 日

３．事業実施地域

宇和島市・北宇和郡（鬼北町・松野町）・西予市・南宇和郡愛南町 高知県（四万十市・宿毛市）

４．営業時間と利用定員

営業日	月曜日から金曜日（土・日・祝祭日・年末年始は休み）
営業時間	8 時 30 分から 17 時 15 分
サービス提供時間	10 時 00 分～15 時 20 分　　利用定員 6 名

５．職員の体制

職　種	常　勤	非常勤	兼　務	職務の内容
管理者	１名		○	事業所の職員及び業務の管理
サービス管理責任者	１名		○	サービス提供のプロセス全体の管理
機能訓練担当職員	１名		○	機能訓練及び相談
看護師		３名	○	バイタルチェック・吸引・投薬等・療育活動の支援
生活支援員	２名		○	創作・療育活動の支援及び介助
調理員	１名	１名	○	給食担当
嘱託医		１名	○	療育上の指導

６．当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

療育室・ホール・プレイルーム・相談室・保健室・給食室・浴室

７．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）「個別支援計画」とサービス内容

あけぼの園では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「サービス計画」は、市町村が決定したサービスの「支給量」（「障害福祉サービス受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「サービス計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの区分及びサービス内容＞

①コミュニケーションの力を育てる

一人ひとりの表出サインを観察、把握し、小さな表出に対しても、場面に応じた意味づけをしながら関わっていく。

②自立身辺に向けて

食事：摂食機能の段階に合わせ、機能の向上を図る。

排泄：個々の発達段階を把握し、時間排泄に繋げる。

着脱：個々の機能に合わせ、協力動作に繋がる力を促す。

③運動機能の発達を促す

理学療法士による機能訓練。

県立子ども療育センター・伊予病院等の支援により、運動機能の発達を促す。

④知識面の発達を促す

様々な活動を通して、視覚・聴覚・触覚などの機能向上を図る。

⑤生活リズムの確立・健康管理

日々の通園を通して、生活リズムを整える。

登園時における検温、聴診などにより一人ひとりの健康状態を把握する。

（２）サービス利用料金及び利用者負担額

利用料金は、法令に定められた額から自立支援給付費の給付額（９割）を除いた金額（１割）がサービス利用料金となります。

（単位：円）

時 間 数	【区分６】		【区分５】	
	利用料	自己負担額	利用料	自己負担額
3時間未満	4,330 /日	433 /日	3,210 /日	321 /日
3時間以上4時間未満	5,550 /日	555 /日	4,120 /日	412 /日
4時間以上5時間未満	6,660 /日	666 /日	4,940 /日	494 /日
5時間以上6時間未満	7,770 /日	777 /日	5,760 /日	576 /日
6時間以上7時間未満	10,810 /日	1,081 /日	8,040 /日	804 /日
7時間以上8時間未満	11,100 /日	1,110 /日	8,240 /日	824 /日
8時間以上9時間未満	11,690 /日	1,169 /日	8,830 /日	883 /日

（単位：円）

加算内容	加算額	利用者負担額
入浴支援体制加算 ※1	800 /日	80 /日
送迎加算Ⅱ	100 /回	10 /回
送迎加算Ⅱ※2	380 /回	38 /回
欠席時対応加算	940 /回	94 /回
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）※3	1ヶ月の利用料金に対して、9.2%加算（自己負担1割）	

※1　医療的ケアが必要な方等への入浴支援を提供した場合の加算。

※2　区分5･6に該当する方又はこれに準ずる利用者数の合計の100分の60以上の場合

※3　福祉・介護職員の処遇改善を図る目的での加算。

＜利用者負担の減免について＞

〔利用者負担に関する月額上限〕

１ヶ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。

詳しくはお住まいの市町役場の障害福祉担当課にお問い合わせください。

＜利用者負担額の上限等について＞

○自立支援給付費対象のサービス利用者負担額は、上限が定められています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った自立支援給付費額は、利用者に通知します。

○利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

（３）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①給食費	３００円/食
②送迎費	５０円/回 ※燃料費等の実費が送迎加算の額を超えた場合は、利用者からの実費分について負担を求めることがあります。
③その他必要な費用	サービス提供を行っていく上で、利用者が負担することが適当と判断されるものについては、その内容の説明をして利用者に実費負担となります。

（４）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（２）及び（３）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求させていただきます。（翌月１５日までに請求書を郵送またはお届けします。）

お支払い方法につきましては、指定口座からの自動振替が可能です。ただし、利用可能な金融機関は「ゆうちょ銀行」「伊予銀行」「愛媛銀行」「宇和島信用金庫」「えひめ南農協」「四国労働金庫」の６箇所となっております。それ以外の金融機関は利用できませんので、注意してください。

自動振替は毎月２０日（土・日・祝日の場合は翌日）になります。領収書は引落し確認後、次月請求書と一緒に発行いたします。

なお、前記（３）の③の費用につきましては、その都度現金でお支払いください。

（５）利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、サービス計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

② 市町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

８．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（２）障害福祉サービス受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量」など「障害福祉サービス受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「障害福祉サービス受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

（３）利用者等の禁止行為

利用者等はサービスの提供を受けるにあたり、次に該当する行為は固くお断りします。

① 従業者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
② 従業者に対する精神的暴力
（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
③ 従業者に対して必要以上に時間を拘束する行為
④ 従業者に対するセクシュアルハラスメント
（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的ないやがらせ行為）

９．サービス実施の記録について

（１）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（２）ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第８条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

１０．緊急時等における対応方法

（１）現に指定通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者へ報告します。

（２）協力医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

（３）指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（４）指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

１１．事故発生時における対応方法

指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、利用者の家族、等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

１２．損害賠償保険への加入

本事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険会社４社（幹事会社　損害保険ジャパン日本興亜㈱）
保　険　名	全国市長会市民総合賠償補償保険
賠償の概要	対人　１億円（１事故の限度額）
	財物　２，０００万円（１事故の限度額）

１３．業務継続計画の策定等

（１）感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

（２）感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。
（３）感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

１４．衛生管理等
（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
（３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
（４）訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
（５）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１５．職場におけるハラスメントの防止について
事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

１６．人権擁護と虐待防止について
当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、当法人の障害者虐待防止マニュアルにより、責任者及び委員会を設置する等必要な体制を整え、従業者に対し、研修を実施する等、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	［管理者］松井　祐子

（２）虐待防止のための指針を整備しています。
（３）成年後見制度の利用を支援します。
（４）苦情解決体制を整備しています。
（５）身体拘束適正化のための指針を整備しています。
（６）従業者に対する虐待防止・身体拘束適正化の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
（７）従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
（８）サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

１７.安全計画の策定について
当事業所では、利用者の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業者、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じます。

１８．秘密保持と個人情報の保護について
従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしませんし、サービス提供契約が終了した後も継続されます。
また、事業者は利用者及びその家族の秘密を従業者に保持させるために、在職中も退職後もその秘密を保持することを、従業者との雇用契約の内容としています。利用

者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者などに利用者及び家族の個人情報を提供しません。

１９．苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	あけぼの園　サービス管理責任者 松井　祐子	0895-24-1198
苦情解決責任者	あけぼの園 園長 松井　祐子 宇和島市文京町3番1号	0895-24-1198
宇和島市役所 福祉課 鬼北町役場 町民生活課生活支援係 松野町 保険センター 西予市 福祉課障害福祉係 愛南町役場 保健福祉課 四万十市福祉事務所 社会福祉係 宿毛市福祉事務所 社会福祉係	宇和島市曙町1番地 北宇和郡鬼北町大字近永800-1 北宇和郡松野町大字延野々1406-4 西予市宇和町卯之町3丁目434-1 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 四万十市中村大橋通4丁目10 宿毛市桜町2-1	0895-24-1111 0895-45-1111 0895-42-0708 0894-62-1111 0895-72-1211 0880-34-1111 0880-63-1114
愛媛県運営適正化委員会 苦情解決部会(救ピット委員会)	松山市持田町三丁目8番15号	089-998-3477

２０．第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1.あり	実施日	
		実施機関名称	
		結果の開示	
	2.なし		

サービス利用に係る個人情報の利用に関する同意書

サービスを受けるために必要な私個人及び家族の情報をサービス事業者が利用することについて同意します。

【個人情報の利用目的】

事業者が、障害者総合支援法に関する法令に基づき生活介護サービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するための担当者会議や私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に利用する。

【利用にあたっての条件】

１．個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意をはらう。

２．事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録する。

【個人情報の内容】

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために必要な利用者や家族個人に関する情報をいう。

【その他】

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

以上

事業所より上記の契約・重要事項の内容及び個人情報の利用の説明を受け、サービス提供開始に同意いたしました。

並びに事業所より上記の契約・重要事項の内容及び個人情報利用の説明行いました。

以上の契約及び同意を証するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各１通を保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

住　　所　宇和島市住吉町一丁目6番16号

事業所名　社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会

代表者名　会 長　廣瀬　孝子　　印

説 明 者　［職名］

印

利用者

住　　所	
氏　　名	印
電　　話	

利用者家族

住　　所	
氏　　名	印
電　　話	
続　　柄	

利用者家族

住　　所	
氏　　名	印
電　　話	
続　　柄	